

卷末

巻末 1.1 総所得金額とは

総所得金額とは、損益通算後の以下の所得の合計額。

- 事業所得
- 不動産所得
- 利子所得
- 配当所得
- 給与所得
- 雑所得
- 一時所得の 1/2 の金額
- 総合課税の短期譲渡所得
- 総合課税の長期譲渡所得の 1/2 の金額

ただし、繰越控除を受けている場合は、その適用後の金額となります。

短期譲渡所得とは、所有期間が 5 年以下の資産を譲渡することにより生じる所得。

長期譲渡所得とは、所有期間が 5 年を超える資産を譲渡することにより生じる所得。

※労災保険の給付（休業補償給付など）・失業手当（基本手当）・傷病手当金・児童手当・児童扶養手当・遺族年金・障害年金などは非課税所得なので総所得金額に合計されません。

巻末 1.2 総所得金額等とは

総所得金額等とは、損益通算後の次の所得の合計額[※]。

- 総所得金額
- 退職所得
- 山林所得

ただし、繰越控除を受けている場合は、その適用後の金額となります。

※申告分離課税の所得がある場合には、それらの特別控除前の所得金額の合計額を加算した金額。

巻末 1.3 合計所得金額とは

合計所得金額とは、総所得金額等の繰越控除をする前の金額。

巻末 1.4 繰越控除とは

損失の発生による税金負担能力の減少を考慮して、その年に生じた損失の金額を翌年以後 3 年間繰り越して控除できます。これを繰越控除といいます。

繰越控除とは、以下のものをいいます。

- 純損失の繰越控除
- 雑損失の繰越控除

- 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失
- 特定居住用財産の譲渡損失
- 上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除
- 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除
- 先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除

巻末 1.5 損益通算とは

その年の各種所得の金額の計算上「不動産所得、事業所得、山林所得および譲渡所得」の金額に損失（赤字）が生じた場合、この損失額を他の黒字の各種所得の金額から控除できます。これを損益通算といいます。

巻末 1.6 災害減免法とは

災害減免法とは、災害によって住宅や家財に損害を受けたとき、その年の所得税が軽減または免除される制度。

損失発生の原因

- 災害のみ（震災、風水害、火災など）
- 盗難や横領による損害は対象外。

災害減免法の対象となる資産の所有者

災害減免法の対象となる資産の所有者は、次のどちらかに当てはまる方に限ります。

- 納税者本人
- 納税者と生計を一にする配偶者その他親族で、その年の総所得金額等[※]が 38 万円以下の方

※総所得金額等とは、山林所得・退職所得を含む各種所得金額の合計額。くわしくは巻末 1.2 に記載。

災害減免法の対象となる資産

- 住宅または家財のみ（被害額が時価の 1/2 以上であること。）

※住宅または家財には、別荘や娯楽品等の生活に通常必要でないものは含まれません。

災害減免法により減免される所得税額

災害にあった年の所得金額が 1,000 万円以下の方に限り、所得税が減免されます。減免される所得税額を以下の図に示します。

所得金額の合計額	軽減または免除される所得税の額
500万円以下	所得税の全額
500万円超え750万円以下	所得税の50%
750万超え1000万円以下	所得税の25%

災害減免法

注意

- 災害により損害を受けた場合、税金面の救済の方法として雑損控除または災害減免法のいずれか有利な方法を選択できます。どちらを適用するにも確定申告が必要です。
- 災害減免法は災害を受けた年の所得税のみが対象であり、翌年以降の所得税については減免されません。
- 上述のほかに、災害後の予定納税や給与等の源泉所得税などについて、徴収猶予やその年にすでに徴収された源泉所得税の還付などがあります。

巻末 1.7 生計を一にするとは

生計を一にするとは、日常生活の生計（生活のための方法・手段）を共通していることをいい、必ずしも同居していることをいうものではありません。

したがって、公務員、会社員などが勤務の都合上、妻子等と別居または就学・療養中の子と同居していない場合においても、常に生活費や学資金または療養費などを送金している場合等は、生計を一にするものとされます。

巻末 2.1 標準報酬月額とは

標準報酬月額とは、毎月の給料などの報酬の月額を区切りのよい幅で区分した金額のことをいいます。健康保険や厚生年金保険の保険料は、標準報酬月額をもとに計算されます。

標準報酬月額は、健康保険では50等級（共済組合は46等級）、厚生年金保険では32等級に区分されています。以下に標準報酬月額の等級表を示します。

等級			標準報酬月額 (単位：円)	毎月の給料などの報酬月額 (単位：円)
健康 保険	共済 組合	厚生年金 保険		
1			58,000	0以上 ～ 63,000未満
2			68,000	63,000 ～ 73,000
3			78,000	73,000 ～ 83,000
4		1	88,000	83,000 ～ 93,000
5	1	2	98,000	93,000 ～ 101,000
6	2	3	104,000	101,000 ～ 107,000
7	3	4	110,000	107,000 ～ 114,000
8	4	5	118,000	114,000 ～ 122,000
9	5	6	126,000	122,000 ～ 130,000
10	6	7	134,000	130,000 ～ 138,000
11	7	8	142,000	138,000 ～ 146,000
12	8	9	150,000	146,000 ～ 155,000
13	9	10	160,000	155,000 ～ 165,000
14	10	11	170,000	165,000 ～ 175,000
15	11	12	180,000	175,000 ～ 185,000
16	12	13	190,000	185,000 ～ 195,000
17	13	14	200,000	195,000 ～ 210,000
18	14	15	220,000	210,000 ～ 230,000
19	15	16	240,000	230,000 ～ 250,000
20	16	17	260,000	250,000 ～ 270,000
21	17	18	280,000	270,000 ～ 290,000
22	18	19	300,000	290,000 ～ 310,000
23	19	20	320,000	310,000 ～ 330,000
24	20	21	340,000	330,000 ～ 350,000
右記の表につづく				

等級			標準報酬月額 (単位：円)	毎月の給料などの報酬月額 (単位：円)
健康 保険	共済 組合	厚生年金 保険		
25	21	22	360,000	350,000 ～ 370,000
26	22	23	380,000	370,000 ～ 395,000
27	23	24	410,000	395,000 ～ 425,000
28	24	25	440,000	425,000 ～ 455,000
29	25	26	470,000	455,000 ～ 485,000
30	26	27	500,000	485,000 ～ 515,000
31	27	28	530,000	515,000 ～ 545,000
32	28	29	560,000	545,000 ～ 575,000
33	29	30	590,000	575,000 ～ 605,000
34	30	31	620,000	605,000 ～ 635,000
35	31	32	650,000	635,000 ～ 665,000
36	32		680,000	665,000 ～ 695,000
37	33		710,000	695,000 ～ 730,000
38	34		750,000	730,000 ～ 770,000
39	35		790,000	770,000 ～ 810,000
40	36		830,000	810,000 ～ 855,000
41	37		880,000	855,000 ～ 905,000
42	38		930,000	905,000 ～ 955,000
43	39		980,000	955,000 ～ 1,005,000
44	40		1,030,000	1,005,000 ～ 1,055,000
45	41		1,090,000	1,055,000 ～ 1,115,000
46	42		1,150,000	1,115,000 ～ 1,175,000
47	43		1,210,000	1,175,000 ～ 1,235,000
48	44		1,270,000	1,235,000 ～ 1,295,000
49	45		1,330,000	1,295,000 ～ 1,355,000
50	46		1,390,000	1,355,000 ～

標準報酬月額の等級表

巻末 2.2 標準賞与額とは | (共済組合においては、標準期末手当等の額)

標準賞与額とは、賞与（ボーナスなど）から千円未満を切り捨てた金額のことをいいます。標準賞与額には、以下のように上限が設定されています。

健康保険・共済組合

年度の累計額 573 万円

厚生年金保険

1 ヶ月あたり 150 万円

巻末 2.3 「所得割」・「均等割」・「平等割」・「資産割」とは

国民健康保険料は、「所得割」・「均等割」・「平等割」・「資産割」の合計で1年間の保険料が決定されます。また、後期高齢者医療制度の保険料は、「所得割」・「均等割」の合計で1年間の保険料が決定されます。

所得割

前年の所得に応じて計算される部分。

$$\text{所得割} = (\text{前年の所得金額} - 43 \text{ 万円})^{\ast} \times \text{所得割率}$$

均等割

加入者の数に応じて計算される部分。 ※未就学児の均等割は5割軽減されます。

$$\text{均等割} = \text{均等割額} \times \text{加入者数}$$

平等割

1世帯に定額でかかる部分。

$$\text{平等割} = \text{定額}$$

資産割

固定資産の価値に応じて計算される部分。

$$\text{資産割} = \text{固定資産税} \times \text{資産割率}$$

※所得割額の計算のもととなる所得金額については、市区町村サイトの国民健康保険についてのページを参照。

巻末 2.4 所得区分について | 70歳以上の現役並み所得者・低所得者など

「現役並み所得者」に該当する条件

国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入している方

本人または同じ医療保険に加入する70歳以上の方の住民税課税所得金額が145万円以上

健康保険または共済組合に加入している方

被保険者の標準報酬月額が28万円以上

※次の条件にあてはまる70歳以上の方は、申請することで所得区分「一般」と同じ負担額になります。

- 同じ医療保険に加入する70歳以上の方との年間収入額の合計が520万円未満
- 同じ医療保険に加入する70歳以上の方がいない場合（本人のみの場合）、383万円未満

「所得が一定以上」に該当する条件

世帯内に課税所得^{※1}が28万円以上の75歳以上の方がおり、かつ「年金収入＋その他の合計所得金額」が200万円以上の方^{※2}

※1 住民税の通知書の「課税標準額」または「課税される所得金額」と記された金額のこと。

※2 単身世帯の場合。世帯内に75歳以上が複数いる場合は「年金収入＋その他の合計所得金額」の合計が320万円以上。

「低所得者Ⅰ」に該当する条件

低所得者Ⅰとなるのは、判定対象となる家族全員の各所得が0円[※]になるとき（年金収入のみの方の場合、家族それぞれの年金受給額が80万円以下）。

※所得とは、各人の給与や年金などの収入から、必要経費・控除額を差し引いたもの（公的年金については控除額80万円）。

判定対象となる範囲

国民健康保険の場合

世帯主と世帯の被保険者全員。

後期高齢者医療制度の場合

世帯員全員。

健康保険、共済組合の場合

被保険者とその方に扶養される家族。

巻末 2.5 適用事業所とは

適用事業所とは、健康保険・厚生年金保険の適用を受ける事業所をいい、適用事業所で働く方は、健康保険・厚生年金保険に加入することができます。適用事業所には、法律によって強制的に健康保険・厚生年金保険の適用を受ける強制適用事業所と任意で適用を受ける任意適用事業所の2種類があります。

強制適用事業所

強制適用事業所とは、以下の事業所をいいます。法律によって強制的に健康保険・厚生年金保険の適用を受けます。

- 国、地方公共団体で、常時従業員を使用する事業所
- 法人事業所（株式会社、有限会社など）で、常時従業員を使用する事業所
- 以下に示す事業の事業所であって、常時5人以上の従業員を使用する事業所

物の製造、加工、選別、包装、修理または解体の事業

土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体またはその準備の事業

鉱物の採掘または採取の事業

電気または動力の発生、伝導または供給の事業

貨物または旅客の運送の事業

貨物積卸しの事業

焼却、清掃またはとさつの事業

物の販売または配給の事業

金融または保険の事業

物の保管または賃貸の事業

媒介周旋の事業

集金、案内または広告の事業

教育、研究または調査の事業

疾病の治療、助産その他医療の事業

通信または報道の事業

社会福祉法に定める社会福祉事業および更生保護事業法に定める更生保護事業

任意適用事業所

任意適用事業所とは、強制適用事業所にあてはまらない事業所であって、認可を受けて健康保険・厚生年金保険の適用を受けた事業所です。認可を受けるためには、事業所で働く半数以上の方が健康保険・厚生年金保険の適用を受けることに同意し、申請する必要があります。

巻末 2.6 厚生年金の年金額（報酬比例などについて）

厚生年金の年金額は、①報酬比例年金額と②経過的加算と③加給年金の合計額となります。

年金額 = ①報酬比例年金額 + ②経過的加算 + ③加給年金額

① 報酬比例年金額について

報酬比例部分の年金額は、(1)式によって算出した額です。

(1)式

$$\left[\text{平均標準報酬月額}^{\ast 1} \times \frac{9.5 \sim 7.125}{1000} \times \text{平成15年3月までの被保険者期間の月数} \right] + \left[\text{平均標準報酬額}^{\ast 2} \times \frac{7.31 \sim 5.481}{1000} \times \text{平成15年4月以後の被保険者期間の月数} \right]$$

(1)式によって算出した額が(2)式によって算出した額を下回る場合には、(2)式によって算出した額が報酬比例部分の年金額になります。

(2)式

$$\left[\left[\text{平均標準報酬月額} \times \frac{10 \sim 7.5}{1000} \times \text{平成15年3月までの被保険者期間の月数} \right] + \left[\text{平均標準報酬額} \times \frac{7.692 \sim 5.769}{1000} \times \text{平成15年4月以後の被保険者期間の月数} \right] \right] \times 0.995^{\ast 3}$$

※3 昭和13年4月2日以前に生まれた方は0.997

- ※1 平均標準報酬月額とは、平成15年3月までの被保険者期間の各月の標準報酬月額の総額を、平成15年3月までの被保険者期間の月数で除して得た額です。
- ※2 平均標準報酬額とは、平成15年4月以後の被保険者期間の各月の標準報酬月額と標準賞与額の総額を、平成15年4月以後の被保険者期間の月数で除して得た額です。
- ※3 過去の標準報酬月額と標準賞与額には、最近の賃金水準や物価水準で再評価するために「再評価率」を乗じます。再評価率・生年月日に応じた率（報酬比例部分の乗率）については日本年金機構サイトを参照。

② 経過的加算について

経過的加算は、以下の計算式によって算出した額です。

経過的加算額の計算式

$$\left[1,621円 \times \text{生年月日に応じた率}^{\ast} \times \text{厚生年金保険の被保険者月数}^{\ast 1} \right] - \left[777,800円 \times \frac{\text{昭和36年4月以降で20歳以上60歳未満の厚生年金保険の被保険者月数}}{\text{加入可能年数} \times 12} \right]$$

※1 厚生年金保険の被保険者月数の上限は480月。

③ 加給年金額

厚生年金保険の被保険者期間が20年以上ある方に生計を維持されている下記の配偶者または子がいるときに受け取ることができます。

対象者	加給年金額	備考
配偶者	223,800円	65歳未満であること
子	第1子・第2子	各 223,800円
	第3子以降	各 74,600円

※老齢厚生年金を受けている方の生年月日に応じて、配偶者の加給年金額に33,100円～165,100円が特別加算されます。

※配偶者が老齢厚生年金（被保険者期間が20年以上または共済組合等の加入期間を除いた期間が40歳（女性の場合は35歳）以降15年以上の場合に限る）、退職共済年金（組合員期間20年以上）または障害年金を受けられる間は、配偶者加給年金額は支給停止されます。

巻末 2.7 障害等級表（障害年金）

障害年金とは、病気やケガなどで重度の障害を負ったときに給付される年金です。以下に障害等級表を示します。

障害等級1級	- 両上肢の機能に著しい障害を有するもの - 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの - 両下肢の機能に著しい障害を有するもの - 両下肢を足関節以上で欠くもの など
障害等級2級	- 平衡機能に著しい障害を有するもの - そしゃく機能を欠くもの - 一上肢の機能に著しい障害を有するもの - 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの - 一下肢の機能に著しい障害を有するもの など
障害等級3級	- そしゃくまたは言語の機能に相当程度の障害を残すもの - 脊柱の機能に著しい障害を残すもの - 一上肢の三大関節のうち、二関節の用を廃したもの - 一下肢の三大関節のうち、二関節の用を廃したもの など
障害手当金に該当する障害等級	- 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの - そしゃくまたは言語の機能に相当程度の障害を残すもの - 脊柱の機能に障害を残すもの - 一上肢の三大関節のうち、一関節の用を廃したもの - 一下肢の三大関節のうち、一関節の用を廃したもの - 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの など

障害等級表（障害年金）

巻末 2.8 業務災害とは

業務災害とは、業務によって被った病気・ケガまたは死亡をいい、以下の2つを満たしている場合に業務災害と認められ、労災保険の給付が行われます。

- 労働者が事業主の支配下にあるとき
- 業務と病気・ケガまたは死亡との間に一定の因果関係があるとき

業務上のケガについて、業務災害と認められる範囲

① 事業主の支配・管理下で業務に従事している場合（所定労働時間内や残業時間内に事業場施設内において業務に従事している場合）

この場合の災害は、特段の事情がない限り、業務災害と認められます。ただし、以下の場合は業務災害と認められません。

- 労働者が就業中に私用（私的行為）を行い、または業務を逸脱する（恣意的行為）をしていて、それが原因となって災害を被った場合
- 労働者が故意に災害を発生させた場合
- 労働者が個人的なうらみなどにより、第三者から暴行を受けて被災した場合
- 地震、台風など天災地変によって被災した場合（ただし、事業場の立地条件や作業条件・作業環境などにより、天災地変に際して災害を被りやすい業務の事情があるときは、業務災害と認められる。）

② 事業主の支配・管理下で業務に従事していない場合（昼休みや就業時間前後に事業場施設内において業務に従事していない場合）

休憩時間や就業前後は実際に業務をしていないので、この時間に私的な行為によって発生した災害は業務災害とは認められません。ただし、事業場の施設・設備や管理状況などが原因で発生した災害は業務災害となります。また、トイレなどの生理的行為の際に生じた災害は業務災害となります。

③ 事業主の支配下にあるが、管理下を離れて業務に従事している場合（出張や社用での外出などにより事業場施設外で業務に従事している場合）

この場合、私的行為を行うなどの事情がない限り、一般的には業務災害と認められます。

業務上の病気について、業務災害（業務上疾病）と認められる範囲

一般的に、労働者に発症した病気について、次の3要件が満たされる場合には、原則として労災保険給付の対象となります。

1. 労働の場に有害因子が存在していること
2. 健康障害を起こしうるほどの有害因子にさらされたこと
3. 発症の経過および病態が医学的に見て妥当であること

巻末 2.9 通勤災害とは

通勤災害とは、労働者が通勤によって被った病気、ケガまたは死亡のことをいいます。この場合の通勤とは、就業に関し、

- ・住居と就業の場所との間の往復
- ・就業の場所から別の就業場所への移動
- ・単身赴任先住居と帰省先住居との間の移動

を合理的な経路および方法で行うことをいい、業務の性質を有するものを除くとされています。移動の経路から逸脱し、または中断した場合は、その後の移動も含め「通勤」とはなりません。

労災保険法における通勤の要件

通勤災害と認められるには、上記の移動が、労災保険法における通勤の要件を満たしている必要があります。下記が労災保険法における通勤の要件です。

「就業に関し」とは、

「移動が業務と密接な関連をもって行われるものである」ことを意味します。

「住居」とは、

労働者が居住している家屋などの場所で、本人の就業のための拠点となるところをいいます。

「就業の場所」とは、

業務を開始し、または終了する場所をいいます。

「合理的な経路および方法」とは、

移動を行う場合に、一般に労働者が用いると認められる経路および方法いいます。

「業務の性質を有するもの」とは、

移動が通勤災害ではなく業務災害となる移動のことをいいます。

「往復の経路を逸脱し、または中断した場合」とは、

「逸脱」とは、通勤の途中で就業や通勤と関係のない目的で合理的な経路をそれることをいいます。「中断」とは、通勤の経路上で通勤と関係のない行為を行うことをいいます。ただし、以下の行為は、「逸脱」、「中断」の例外となります。

- 日用品の購入その他これに準ずる行為
- 職業能力開発促進法第 15 条の 6 第 3 項に規定する公共職業能力開発施設において行われる職業訓練、学校教育法第 1 条に規定する学校において行われる教育その他これらに準ずる教育訓練であって職業能力の開発向上に資するものを受ける行為
- 選挙権の行使その他これに準ずる行為
- 病院または診療所において診察または治療を受けること、その他これに準ずる行為
- 要介護状態にある配偶者、子、父母、配偶者の父母ならびに同居し、かつ扶養している孫、祖父母および兄弟姉妹の介護（継続的にまたは反復して行われるものに限る）

巻末 2.10 給付基礎日額とは

給付基礎日額とは

原則として、労働基準法の平均賃金に相当する額。

平均賃金とは

被災日または診断によって傷病が確定した日の直前 3 ヶ月間に支払われた賃金総額（残業代や通勤手当、定期代、有給の賃金なども含みます。ボーナス等は除く）をその期間の暦日数で割った一日当たりの賃金額。

巻末 2.11 算定基礎日額とは

算定基礎日額とは

算定基礎年額を 365 で割った額。

算定基礎年額とは

被災日または診断によって傷病が確定した日の前 1 年間に支払われた特別給与（ボーナスなど）の総額。ただし、特別給与の総額は給付基礎年額の 20% が限度（最高限度額は 150 万）。

給付基礎年額とは

給付基礎日額の 365 倍に相当する額。

2.12 傷病(補償)給付の傷病等級表

労災保険給付の傷病(補償)給付について、傷病等級表を以下に示します。

傷病等級1級	- 両目が失明しているもの - そしゃく及び言語の機能を廃しているもの - 両上肢の用を全廃しているもの - 両下肢の用を全廃しているもの - 神経系統の機能または精神に著しい障害を有し、常に介護を要するもの など
傷病等級2級	- 両眼の視力が0.02以下になっているもの - 両上肢を腕関節以上で失ったもの - 両下肢を足関節以上で失ったもの - 神経系統の機能または精神に著しい障害を有し、随時に介護を要するもの など
傷病等級3級	- 一眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になっているもの - そしゃくまたは言語の機能を廃しているもの - 両手の手指の全部を失ったもの - 神経系統の機能または精神に著しい障害を有し、常に労務に服することができないもの など

傷病等級表（労災保険）

2.13 障害(補償)給付の傷病等級表

労災保険給付の障害(補償)給付について、障害等級表を以下に示します。

障害等級1級	- 両目が失明したもの - 両上肢の用を全廃したもの など	障害等級8級	- 脊柱に運動障害を残すもの - 一上肢の三大関節中の1関節の用を廃したもの など
障害等級2級	- 両上肢を手関節以上で失ったもの - 両下肢を足関節以上で失ったもの など	障害等級9級	- 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの - そしゃく及び言語の機能に障害を残すもの など
障害等級3級	- そしゃくまたは言語の機能を廃したもの - 両手の手指の全部を失ったもの など	障害等級10級	- 一上肢の三大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの - そしゃくまたは言語の機能に障害を残すもの など
障害等級4級	- 両耳の聴力を全く失ったもの - そしゃく及び言語の機能に著しい障害を残すもの など	障害等級11級	- 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの - 脊柱に変形を残すもの など
障害等級5級	- 一上肢を手関節以上で失ったもの - 一下肢を足関節以上で失ったもの など	障害等級12級	- 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの - 一上肢の三大関節中の1関節の機能に障害を残すもの など
障害等級6級	- そしゃくまたは言語の機能に著しい障害を残すもの - 一上肢の三大関節中の2関節の用を廃したもの など	障害等級13級	- 一手の小指の用を廃したもの - 一手の母指の指骨の一部を失ったもの など
障害等級7級	- 一上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの - 一下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの など	障害等級14級	- 局部に神経症状を残すもの - 一手の母指以外の指骨の一部を失ったもの など

障害等級表（労災保険）

巻末 2.14 高額介護合算療養費制度とは

医療保険と介護保険の両方のサービスの利用で自己負担額が高額になったときに負担を軽減する制度です。

自己負担限度額

医療保険と介護保険の自己負担額を合算し、下記の図に示した自己負担限度額（年額）※を超えた場合は、超えた額が支給されます。

※毎年8月1日から翌年7月31日までの1年間。

注意

- 同一世帯において異なる医療保険に加入している方とは合算されません。
- 保険適用外の自己負担額については合算されません。
- 医療保険・介護保険のどちらかの自己負担額が0円の場合は、支給されません。
- 70歳以上の方の医療費はすべて合算されますが、70歳未満の方の場合は、21,000円以上の自己負担額のみ合算されます。

現役並み所得者や低所得者などの区分については、巻末 2.4 所得区分に記載。

● 70歳以上の方

所得区分		自己負担限度額（年額）
① 現役並み所得者	年収 約1160万円以上 (課税所得690万円以上)	212万円
	年収 約770～1160万 (課税所得380万円以上)	141万円
	年収 約370～770万円 (課税所得145万円以上)	67万円
② 一般所得者（①、③以外の方）		56万円
③ 低所得者 (住民税非課税)	(Ⅱ) I 以外の方	31万円
	(Ⅰ) 所得金額が 0円の方等	19万円

● 70歳未満の方

所得区分	自己負担限度額（年額）
年収約1160万円～の方 健康保険・共済組合：標準報酬月額83万円以上の方 国民健康保険：所得金額*901万円超の方	212万円
年収約770～1160万円の方 健康保険・共済組合：標準報酬月額53万円以上83万円未満の方 国民健康保険：所得金額*600万円超901万円以下の方	141万円
年収約370～770万円の方 健康保険・共済組合：標準報酬月額28万円以上53万円未満の方 国民健康保険：所得金額*210万円超600万円以下の方	67万円
～年収約370万円の方 健康保険・共済組合：標準報酬月額28万円未満の方 国民健康保険：所得金額*210万円以下の方	60万円
住民税非課税の方 健康保険・共済組合：被保険者・扶養者が住民税非課税の方 国民健康保険：世帯主及び国保加入者全員が住民税非課税の方	34万円

*総所得金額等から基礎控除の43万円を控除した金額です。くわしくはお住まいの市区町村でご確認ください。

年齢・所得水準に応じた自己負担限度額

